平成22年度税制改正要望

平成21年9月

 日本製紙連合会

 会長 芳賀義雄

〒104-8139 東京都中央区銀座3-9-11 電話03(3248)4801

はじめに

わが国経済は、昨年9月の金融危機を引き金とした世界同時不況により、戦後最悪の不況に陥りました。ここにきて、今年4~6月期のGDPは5四半期振りのプラス成長に転じ、若干回復の兆しが見え始めておりますが、本格的な回復は、2010年度以降と予想されており、当面の間は極めて厳しい経済状況が続くと思われます。収益状況をみても、全業種上場企業の平成21年3月期の決算は、経常利益が64%減、売上高7%減と、7期振りに減収減益となり、来年3月期も二期連続のマイナスが見込まれております。

このように、深刻な景気後退とともに、洋紙分野での他のメディアとの競合や情報伝達手段としての地位低下など、構造的な要因も作用して需要は低迷し、さらに輸入紙の流入もあって、紙・板紙の国内出荷量は、昨年 11 月以降、長期に亘り二桁マイナスが続いており、今年 1 月~6 月の半期ベースでは、16.8%減と、最悪のマイナス幅となっております。

また、収益面では、製紙業界の21年3月期の決算(紙パルプ上場10社)は、4年連続の減益となっており、売上高経常利益率は、2.1%と7年振りの低水準なものとなっております。

このような、例年にも増して厳しい経営状況のもとで、製紙各社は、引き続き企業体質の維持・強化、国際競争力の増強に取り組まざるを得ない状況にあります。

つきましては、平成 22 年度税制改正にあたり、製紙業界を活力ある産業として再生させるため、税制面で支援して頂きたく、下記の要望事項について、特段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年度税制改正要望事項

1.	直点項目事項	
	(1) 環境税の導入反対・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 🛭	頁
	(2) 国内外の植林事業に対する支援制度・・・・・・・・・・・4 [乭
2.	-般要望事項	
	(1) 法人実効税率の引き下げ・・・・・・・・・・・・・・5頁	頁
	(2) グループ法人税制の整備・・・・・・・・・・・・・・・5 🖟	Į
	イ. 連結納税制度の見直し	
	ロ. グループ法人単体課税制度の創設	
	(3) 国際課税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・7 3	
	イ. 外国税額控除制度の見直し	
	ロ. タックスペイブン税制の見直し	
	ハ. 移転価格税制の適正化	
	(4) 受取配当益金不算入の見直し ・・・・・・・・・・・8頁	Į
	(5) 欠損金の扱いの見直し・・・・・・・・・・・・・・・9頁	Į
	(6) 企業年金に関する特別法人税の撤廃・・・・・・・・・・・9頁	Į
	(7) 地方税の適用期限延長等・・・・・・・・・・・・・・10頁	頁
	イ. 公害防止用設備の固定資産税課税標準の特例制度の適用期限延長	
	ロ. 固定資産税における対象資産の課税評価方法の見直し	
	ハ. 地方税の一括申告・納付制度の導入	
	ニ. 法人事業税の外形標準課税の見直し	

1. 重点項目事項

(1)環境税の導入反対

地球温暖化問題は、地球規模で長期的・持続的に取り組むべき、人類全体の最重要課題であり、温暖化対策の取り組みに当たっては、「環境と経済の両立」を基本原則として、省エネルギーや技術革新、国際協力を通じて問題を解決すべきであります。

製紙業界では、1973年の第一次石油危機以降、省エネ対策に取り組み、1980年代に、 既に25%のエネルギー原単位の改善を達成しております。現在は、「環境に関する自主 行動計画」を掲げ、2008年度から2012年度の5年間平均で、製品トン当り化石エネル ギー原単位の1990年度比20%削減と、化石エネルギー起源CO₂排出原単位の16%削減、さらに2012年度までに所有・管理する国内外での植林面積を70万haとする目標を 織り込み、積極的に温暖化対策を推進し、着実な成果を挙げてきております。

一方、現在税制では、実質的に諸外国で環境税に相当する石油石炭税等を負担しております。環境税が実施されれば、税負担が増大しますが、紙製品は、価格転嫁が可能な素材ではないので、企業のコスト負担はそのまま増加し、国際競争力の観点から、急増しつつある輸入紙と対等に競争することはできず、ますます不利な状況となります。内需が変わらなければ、エネルギー効率の悪い輸入紙の増大に繋がり、地球的規模では、 CO_2 の排出量は増加し、逆効果となります。また、新税としての環境税が導入されても、必ずしもエネルギー需要抑制につながるとは限らず、 CO_2 排出削減が確実に保障されるものではありません。

つきましては、地球温暖化問題に関して、今後も「環境に関する自主行動計画」等、 産業界の自主的努力を尊重していただきたく、環境税を導入されることに強く反対致し ます。

(2) 国内外の植林事業に対する支援制度

地球環境問題がその重要性を増す中、製紙業界は、2012 年度までに国内外の植林面積を70万 ha とする自主行動計画を掲げ、森林の造成・整備を通じて、二酸化炭素の吸収固定に努め、地球温暖化対策に貢献するよう、積極的に海外植林を推進しております。また、原料木材チップの約7割を海外に依存しており、アジアの経済成長に伴う紙需要の増大により、諸外国との獲得競争が激しさを増すことが予想されるため、自主開発による植林事業を積極的に推進し、植林木の安定的確保・調達に努めております。

しかしながら、植林事業は巨額の投資を必要とする上、植林から伐採開始まで最短でも 10 年程度の長期間を要するほか、干ばつ、病虫害、山火事といった自然災害に加え、 為替変動、カントリーリスクが伴い、実際に、プロジェクトの撤退を余儀なくされた例 もございます。

現在、海外における植林事業の取り組み促進には、海外投資等損失準備金による税制 支援がございますが、今後さらに地球温暖化対策に貢献するためにも、国内外の植林事 業を始めとする森林経営について、税額控除等更なる支援制度の充実をお願い致します。

2. 一般要望事項

(1) 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は、数回の引き下げに拘わらず、いまだ 40%の水準と、EU 諸国が 30%前後であるのと比べると 10%程度高く、積極的な設備投資や、研究開発を行う上で足枷となっています。今後、少子・高齢化社会のもと、企業の社会保険料負担の増大が避けられない中で、わが国企業の競争条件を国際的に遜色ないものとしていくためには、法人税負担を諸外国と同等のレベルまで引き下げる必要があります。

つきましては、経済のグローバル化が進む中で、戦後最悪ともいわれる不況により、 極めて厳しい経営環境に置かれている日本の製紙産業が、諸外国企業と同一条件で競争 できるよう、法人実効税率を引き下げていただきますようお願い申し上げます。

(2) グループ法人税制の整備

イ. 連結納税制度の見直し

連結納税制度は、企業による自由な組織再編を促し、個々の企業の競争力強化を図るためのものであります。

産業界では、企業の生き残りをかけて、大手企業の合併等、企業再編が繰り返されておりますが、製紙業界においても、90年代以降、メーカーの再編・集約化が進んでおり、現在の大手5社の生産シェアは6割弱と、10年前に比べ、1割程度増加しています。

しかしながら、本制度につきましては、平成 14 年度税制改正の制度導入時に、税収減の懸念から、連結前欠損金の切り捨てや、連結グループ加入時の資産の時価評価等の制限、連結会社間の寄付金の全額損金不算入等が決められました。また連結対象は、内国法人である親会社と、親会社が100%保有する全ての国内子会社となっており、小規模子会社も含めると会社数が膨大となり、多大な事務コストが生じることが懸念されます。このため、当業界においても、当該制度への移行を見送らざるを得ない企業も存在し、このことは、わが国経済の活性化が阻害されていると言わざるを得ません。

つきましては、上記、繰越欠損金の持込み禁止規定、資産の時価評価規定、寄付金の 全額損金不算入、小規模子会社も含めた連結グループへの強制加入について、見直して いただきたくお願い申し上げます。

ロ. グループ法人単体課税制度の創設

現在企業グループに関する税制は、連結納税制度しかなく、グループ内の資産移転に おいて課税が生じるため、グループ内の経営資源の円滑な再配分ができない状況となっ ております。このため、単体納税企業におけるグループの一体性に着目した税制が求め られております。

グループ内の事業再編に伴い、グループ会社間で土地、建物等の資産を譲渡する場合、含み益が課税され、グループ内の円滑な事業再編が妨げられております。また、株式等の現物配当を親会社に行う際も、配当を行う会社に対し譲渡益課税が行われるため、効率的なグループ内資産の配分が難しくなっております。仮に株式の現物配当が簿価で可能となるならば、孫会社の子会社化にも寄与することが見込まれます。さらに、子会社が親会社に対し配当を行う際も、親会社の負債利子の子会社株式相当部分が益金算入されるため、子会社は課税額が少なくなるように、数年分まとめて配当することとなり、親会社への配当が妨げられております。

つきましては、グループ法人間での土地建物等資産の譲渡及び現物配当につきまして、 100%株式保有関係の継続の見込みを要件に、譲渡損益の計上を繰り延べていただきま すようお願い致します。また、グループ子会社からの受取配当に係る負債利子につきま しても、益金に算入しないよう見直していただきたくお願い致します。

(3) 国際課税制度の見直し

製紙産業は、従前より原紙・加工紙の製造販売、植林などの分野で、主に北米、中国、 豪州を中心に海外へ進出しており、80年代後半以降は、投資件数が大幅に増加してお ります。今後も、中国での紙板紙大型設備投資をはじめ、海外展開の重要性は高まるこ とが予想されます。このような企業活動のグローバル化に伴い、企業の国際取引の一層 の円滑化を図るためには、国際課税制度の整備が重要となります。

つきましては、国際課税制度に関する以下の税制措置をお願い申し上げます。

イ、外国税額控除制度の見直し

外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除する制度として、わが国企業の海 外事業展開を支える重要な役割を果たしております。しかし、わが国の税額控除限 度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と、税額を控除しきれないケースもあり、 現行制度は内容的に不十分となっております。

つきましては、わが国企業の競争力・成長力を強化し、グローバル化を推進する 観点から、税額控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間を延長していただきたく お願い申し上げます。

ロ. タックスヘイブン税制の見直し

タックスへイブン税制は、日本の企業が軽課税国を利用して、不当に税負担軽減を図ることがないように、本来課税権のない海外子会社等に留保した国外所得に対し、日本の課税権を及ぼす制度であります。近年法人実効税率は、世界的には、引き下げられる傾向にありますが、課税権が及ぶ要件である税負担率は 25%であり、租税回避行為に該当しない企業の自由な事業活動までも、制限される可能性があります。

つきましては、経済実体を持って活動している企業に制約を加えないようにする

ために、特定要件である税負担率 25%を 20%未満に引き下げていただくようお願い致します。

ハ. 移転価格税制の適正化

多くの企業が海外へ進出している今日、移転価格税制の重要性は一段と高まり、 企業にとって、本制度に関する更正処分による二重課税等の税務リスクは無視でき ない状況となっております。こうしたなか、近年、数回に亘り移転価格事務運営要 領が改正され、制度運用の適正化が図られており、昨年も、企業グループ内活動の 役務提供取引の判断基準、寄附金に係る取扱いの明確化、事前確認の申出期限変更 等がなされました。

今後も、引き続き企業の税務リスクを低め、グローバル活動を円滑にするために、 二重課税排除の徹底に向け、制度運用の適正化を図り、本制度を見直していただく ようお願い申し上げます。

(4) 受取配当益金不算入の見直し

法人間の受取配当金については、現在、益金不算入割合は 50%となっていますが、これは、連結納税制度創設に伴う財源措置を目的として、80%から引き下げられたものであります。本来、配当金は、法人段階で既に課税されている利益から支払われており、二重課税排除の観点から、益金不算入とすべきであります。

つきましては、現在 50%となっております益金不算入割合を、全額益金不算入として いただきますとともに、受取配当に係る長期借り入れによる負債利子控除につきまして は、撤廃していただきますようお願い申し上げます。

(5) 欠損金の扱いの見直し

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から将来を見据えた経営を行う上で非常に重要であります。昨年秋以降の戦後最悪とも言われる深刻な不況により、多くの企業が赤字決算に陥り、企業業績はかなり厳しい状況となっております。 当製紙産業も、従前よりの市況の低迷、エネルギー価格の高騰に加え、今回の不況による国内需要減に伴い、売上高経常利益率は 2.1%と、7年振りの低水準なものとなり、財務状況は大幅に悪化しております。

一方で、現行法人税制における欠損金の扱いは、繰越控除期間は7年間、繰戻還付は本則で1年間に限り認められておりますが、繰戻還付につきましては、大企業は、平成4年以降不適用措置が継続されております。

つきましては、現在の企業のおかれている極めて厳しい経営環境をご理解いただき、 欧米諸国とのイコール・フッティングを実現し、企業の国際競争力の維持・強化を図る 観点からも、大企業の繰戻還付凍結措置解除とともに、繰越控除および繰戻還付の期間 を延長していただきたくお願い申し上げます。

(6) 企業年金に関する特別法人税の撤廃

本格的な少子・高齢化社会を迎え、公的年金制度については、給付の削減が避けられない状況となっており、企業年金による自助努力の必要性はますます高まってきております。

企業年金の積立金に課税される特別法人税は、平成20年度税制改正で平成23年3月 末までの課税凍結が延長されましたが、掛金の拠出時・運用時非課税、受給時課税の原 則に反するものとなっております。

つきましては、公的年金を補完する企業年金の普及を図るため、特別法人税について は凍結ではなく、制度として廃止されますようお願い申し上げます。

(7) 地方税の適用期限延長等

イ、公害防止用設備の固定資産税課税標準の特例制度の適用期限延長

当業界は、環境規制の強化、拡大に伴い、水質汚濁、大気汚染、廃棄物処理など、公害防止のために多額の設備投資を行っております。また、現在まで累積された公害防止用設備の維持・運転費用は大きく、企業経営上の圧迫の一因となっております。

今後も環境規制は強化される方向にあり、公害防止設備への新規及び更新投資 が続くことは明らかであります。

つきましては、これら設備の取得、及び維持・運転費用の負担を軽減していた だきたく、本制度の延長をお願い申し上げます。

ロ. 固定資産税における対象資産の課税評価方法の見直し

わが国の減価償却制度は、平成19年度税制改正において残存価額と償却可能限度額が撤廃されましたが、地方税の固定資産税には制度の改正が反映されておりません。

つきましては、国税における取得価額全額償却の趣旨に則り、固定資産税についても、残存価額と償却可能限度額を撤廃していただきますようお願い申し上げます。

ハ、地方税の一括申告・納付制度の導入

地方税の申告・納付は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位毎で行われており、当業界のように全国各地に事業所が存在する企業にとっては、各自治体ごとに申告納付しなければならず、事務量は多大なものとなっております。 さらに、申告書様式も不統一で、事務負担は、増大しております。 つきましては、企業の事務負担の軽減を図るために、地方税を、本社で一括して申告・納付できるよう

にしていただきたくお願い申し上げます。

二. 法人事業税の外形標準課税の見直し

法人事業税の外形基準である付加価値割については、算出方法、記載様式とも複雑・煩雑であり、提出書類も多く、企業にとって多大な事務負担が生じております。

つきましては、計算方法等の見直しを行い、申告書類についても、整理・合理 化を図っていただきたくお願い申し上げます。